

名が秘かに組合組織の擴大を策動し、遂に七月三十日左の要求書を提出して貴坑側に拒絶されたので、全従業員に檄を飛ばして争議を開始するに至つたのである。

九、要求事項

- 1 橋嘴の焼賃は概所負擔すること
- 2 選料三分の二概所負擔すること
- 3 納屋敷選料三分の二を負擔すること
- 4 給水は即時配給すること
- 5 最低賃金一圓六拾錢とすること
- 6 解雇手當の制定
 - 一ヶ年来滿は一ヶ月
 - 三ヶ年以上は三ヶ月分支給
 - 一ヶ年を増す毎に一ヶ月分増

- 7 歸郷旅費として男女に拘らず金貳拾圓支給すること、
- 8 争議中の日給は全額支給すること
- 9 争議中の費用は全額概所負擔すること
- 10 本争議に付解雇者を出さざること

(備考)

八、九、一〇の三項は八月二日追加し同時に従來の嘆願書と要求書に更む、

七、争議の経過

1 發生の當初に於ける勞資双方の態度

a 争議開始

右要求書を提出して回答を求めたところ、貴坑側から坑長病中の故を以て拒絶され、且つ會見の申込にも坑長不在とのみで要領を得ず之に憤慨した争議開始は八月三日朝大阪の本社宛、